

13歳未満のお子様の子宮頸がん予防ワクチンの定期接種に 保護者が同伴できない場合について(お願い)

定期の予防接種には、原則、保護者(父母・養親)の同伴を必要としますが、保護者が特段の理由で同伴することができない場合は、接種対象者(接種するお子さん)の健康状態を普段から熟知する親族(祖父母等)が接種対象者に同伴してください。
この場合、保護者が予診票と下記の予防接種委任状を記載してください。

なお、保護者が同伴する場合は、下記の予防接種委任状は不要です。

※複数回委任状が必要場合は、この用紙をコピーしてご使用ください。

予防接種委任状

子宮頸がん予防ワクチン(HPV ワクチン)の定期接種を受けるに当たり、予防接種の効果、副反応および予防接種健康被害救済制度などを理解した上で、予防接種に関する一切の権限を代理人(同伴者)に委任し、代理人はこれを承諾します。

年 月 日

委任者(保護者) 住所 _____

氏名(自署) _____

緊急時の連絡先 (電話番号) _____

代理人(同伴者) 住所 _____

氏名 _____

子どもとの続柄(祖父・祖母・おじ・おば)

予防接種予診票および健康診査受診票は、鯖江市で保管されます。予防接種・健康診査に関する個人情報、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、適正に管理されます。なお、予防接種の履歴は、接種勧奨などに使用することがあります。